

地方公務員の新たな労使関係制度に関する決議（案）

平成24年5月18日
全 国 知 事 会

地方公務員の新たな労使関係制度については、本会は、国との意見交換の場等を通して、再三にわたり、

- ・ 公務員の身分保障を維持しながら労働基本権を付与するのは明らかに「公務員優遇」であり、国民からの批判に耐えられない。
- ・ 給与決定に至るまでの行政コストが増大するのは明らかで、給与総額の増加圧力も強まり、現場が混乱することは必定。
- ・ 消防職員は極めて強い強制権限を有しており、団結権については警察職員と同様の取扱いにするべき。

等、国が現在検討している案の問題点を指摘してきたが、未だ国から、これらの指摘に対し地方が納得できる明確な説明はなされていない。

総務省は、5月11日に「地方公務員制度改革について（素案）」を公表したが、当該素案は、本会意見への説明となっていないばかりか、消防職員について、団結権のみならず協約締結権の付与を突如追加するなど、地方の意向を無視したものであり、地方が受け入れることのできない内容である。

本会としては、上記の指摘を含め、地方の意見を真摯に反映した制度見直し案としなければ、地方公務員の新たな労使関係制度の法案化には反対であると言わざるを得ない。

また、本件は、地方行政の運営に大きな影響を与える抜本的な制度の変更で、法律に基づく「国と地方の協議の場」において、十分な議論を行うことが必要であり、制度化を進めるならば、企画立案段階から「国と地方の協議の場」を開催し、真摯な議論を行うことを求める。